

# 北那須少年サッカー連盟規約（案）

## 第1章 総 則

（名称）

第1条 本連盟は、北那須少年サッカー連盟と称し、英文ではKitanasu Junior Football Association と称する。

（機構）

第2条 本連盟は、公益社団法人栃木県サッカー協会の統括を受ける。

（事務所）

第3条 本連盟の事務所は、理事長の定めるところに置く。

## 第2章 目 的

（目的）

第4条 本連盟は、大田原市、那須塩原市、那須町における少年サッカーの統括機関であり、加盟チームの協働のもと、少年・少女サッカーの水準向上と普及に努めるとともに、国内外において交流を行い、青少年育成を目的とする。

## 第3章 事 業

（事業）

第5条 本連盟は、第4条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 本連盟リーグ戦（前期・後期）
- (2) 本連盟各種大会（予選大会、北那須チャレンジカップ、北那須ウィンターフェスティバル等）
- (3) トレーニングセンター並びにサッカー教室の開催
- (4) 少年審判研修会の開催
- (5) 指導者研修会の開催
- (6) 近県交流または国内外への遠征
- (7) 本連盟関係者の研修及び地域社会貢献活動
- (8) 少年サッカーに関する功労者の推薦
- (9) サッカー場の確保及び連絡調整
- (10) その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第4章 会 員

（構成員）

第6条 本連盟は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 （公財）日本サッカー協会第4種加盟登録チーム
- (2) 準会員 本連盟の目的に賛同した（公財）日本サッカー協会第4種未加盟チーム

2 前項の会員のうち、正会員をもって評議員とする。

（加盟）

第7条 本連盟に加盟しようとするチームは、本連盟の承認を得なければならない。  
なお登録に変更が生じたときは直ちにその訂正を申請しなければならない。

(会費(運営費))

第8条 正会員、準会員となったチームは、下記の会費(運営費)を支払わなければならない。

- (1) 正会員 総会で会費(運営費)として提出された金額
- (2) 準会員 金 5,000円

(退会)

第9条 本連盟を退会するときは、その旨を本連盟に届け出るものとする。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費(運営費)その他の抛出金は、返還しない。

## 第5章 組 織

(組織)

第11条 本連盟は(公財)日本サッカー協会規約に基づく第4種(加盟は問わず)のチームであり、北那須地域(大田原市、那須塩原市、那須町)内で活動するチームで組織する。

- 2 本連盟に加盟するチームは、第4条の目的を達成するために、必要な条件を備えなければならない。
- 3 本連盟に加盟するチームは、第4条の目的に対して誠意をもって活動しなければならない。

(役員)

第12条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 : 1名
- (2) 副会長 : 若干名
- (3) 理事長 : 1名
- (4) 副理事長 : 若干名
- (5) 常任理事 : 事務局長、事務局次長、各委員長
- (6) 事務局長 : 1名
- (7) 事務局次長 : 若干名
- (8) 理事 : 大田原市2名以内、那須塩原市・那須町3名以内、外学識経験者等若干名
- (9) 委員長 : 各1名
- (10) 会計監事 : 2名

2 本連盟に次の名誉役員を置くことができる。

- (1) 名誉会長 : 1名
- (2) 顧問 : 若干名
- (3) 参与 : 若干名

(会長及び副会長)

第13条 会長及び副会長は理事会において推薦し、総会の承認を受ける。

(理事)

第14条 理事は、大田原市、那須塩原市、那須町の各評議員会において選出する。

- 2 評議員会から選出された理事の外、学識経験のあるものを理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

(評議員)

第15条 評議員は第2条に定める正会員のチームから代表者1名を選出する。

(理事長、副理事長)

第16条 理事長、副理事長は、理事会の互選により選出する。

(事務局長、事務局次長)

第 17 条 事務局長、事務局次長は、理事会の互選により選出する。

(委員長)

第 18 条 各委員長は、理事会の互選により選出する。

(会計監事)

第 19 条 会計監事は、理事会の互選により選出する。

(名誉役員)

第 20 条 名誉役員は、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第 21 条 本連盟の役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長 : 本連盟を代表して会務の統括をする。
- (2) 副会長 : 会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 理事長 : 会長及び副会長を補佐し、理事会を招集し、会務を執行する。
- (4) 副理事長 : 理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、これを代行する。
- (5) 常任理事 : 常任理事会を組織し、緊急業務を執行する。
- (6) 事務局長 : 本連盟の事務を統括する。また、(公社)栃木県サッカー協会第 4 種委員会地区理事(北那須)として出向する。
- (7) 事務局次長 : 事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、これを代行する。また、事務局次長の内 1 名は(公社)栃木県サッカー協会第 4 種委員会地区理事(北那須)として出向する。
- (8) 理事 : 理事会を組織し、本連盟の業務を執行する。
- (9) 委員長 : 担当事務を処理する。
- (10) 会計監事 : 会計を監査する。
- (11) 顧問 : 本連盟の重要事項について諮問に応ずる。
- (12) 参与 : 理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第 22 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 6 章 専門委員会

(設置)

第 23 条 本連盟に、業務執行のため、以下の委員会を置く。

- (1) 事務局
- (2) 競技運営委員会
- (3) 財務委員会
- (4) 技術委員会
- (5) 女子委員会
- (6) 審判委員会
- (7) 規律・フェアプレー委員会

(組織及び委員)

第 24 条 各専門委員会は、それぞれ委員長及び委員をもって構成し、専門委員は委員の外、学識経験のあるも

のを理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

2 次の委員会の委員は次のとおりとする。

ア 審判委員は、(公財)日本サッカー協会に登録された3級以上の審判員及びそれに準ずる審判員並びに審判員の指導者とする。

イ 技術委員及び女子委員には、正会員のチームから1名以上選出する。

3 委員会の決定事項及び事業は、理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(任期)

第25条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集・議長)

第26条 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

(業務)

第27条 各専門委員会の主たる業務は次のとおりとする。

(1) 事務局

ア 関係文書の收受及び発信並びに保管、整理に関すること。

イ 各会議の召集及び準備に関する事務に関すること。

ウ 協会・連盟の公印及び備品の保管に関すること。

エ 役員名簿、加盟団体名簿、登録票の保管及び手続きに関すること。

オ 本連盟の事業計画及び事業報告に関すること。

カ 各種大会の競技記録及び記録に関する必要事項に関すること。

キ 各種予選大会記録及び会議議事録の県協会第4種委員会への報告に関すること。

ク 渉外及び一般報道に関すること。

ケ 各専門委員会の連絡調整に関すること。

コ 規約、細則等の改廃、研究、企画に関すること。

サ 販売事業に関すること。

シ 運営事業に関すること。

(2) 競技運営委員会

ア 大会関係文書の收受及び発信並びに保管、整理に関すること。

イ 各大会の計画立案及び調整に関すること。

ウ 各大会の運営に関すること。

エ サッカー競技施設に関する渉外に関すること。

(3) 財務委員会

ア 本連盟の運営にかかる費用の管理及び金銭出納、決算に関すること。

イ 運営費、各種大会の徴収簿の管理に関すること。

ウ その他、経理及び財務に関すること。

(4) 技術委員会

ア 競技技術の調査、研究並びに指導に関すること。

イ 技術講習会・研究会、トレーニングセンター等に関する立案及び実施に関すること。

ウ 指導者の研修及び派遣に関すること。

エ 選手の育成強化方針及び対策に関すること。

オ 県ジュニアトレーニングセンターへの候補選手を選考すること

カ その他、選手強化に必要な事項に関する事。

(5) 女子委員会

ア 小学校女子選手の育成強化に関する事。

イ 小学校女子選手のトレセン活動に関する計画立案及び実施に関する事。

(6) 審判委員会

ア 各種大会等の審判員の編成及び割り当て並びに審判の実施に関する事。

イ 審判技術の研修並びにその指導に関する事。

ウ 上級審判資格の取得の推薦に関する事。

エ 審判員の養成並びにそれに伴う計画の立案及び実施に関する事。

オ 審判インストラクターの養成並びにそれに伴う計画の立案及び実施に関する事。

カ 審判規則の研究及び規則書の取扱いに関する事。

キ 連盟帯同審判員名簿の管理に関する事。

ク その他、審判に関する必要な事項に関する事。

(7) 規律・フェアプレー委員会

ア (公財) 日本サッカー協会規約違反行為の調査並びに処分決定に関する事。

イ 倫理的違反行為の調査並びに処分決定に関する事。

ウ 競技場内またはその周辺で発生したチーム及びその所属員に関する懲罰事項の調査並びに処分決定に関する事。

エ 上記ア～ウに関する事項が発生した場合、(公社) 栃木県サッカー協会に進言して裁定を仰ぐ。

オ フェアプレーの啓発活動に関する事。

(細則の制定)

第 28 条 各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

## 第 7 章 会 議

(会議の種類)

第 29 条 本連盟の会議は、総会、常任理事会、理事会、専門委員会及び地区評議員会とする。

(総会)

第 30 条 総会は毎年 3 月に会長が招集する。会長が、認めたときは臨時に開くことができる。

第 31 条 総会は、正会員の代表者である評議員と本連盟役員をもって構成する。ただし、本連盟役員並びに準会員は議決に加わる権利を有しない。

2 総会は次の事項について審議する最終議決機関とする。

(1) 総会の議決を要する役員の承認

(2) 予算及び決算

(3) 事業計画

(4) 本会規約の改廃

(5) その他議決を要する重要事項

3 総会の議長は、その総会に出席した構成員の中から選任する。

4 総会は、評議員の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した評議員は出席したものとみなす。

5 総会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによ

る。

(常任理事会)

第 32 条 常任理事会は理事長、副理事長、常任理事をもって組織し、理事長が召集する。

2 常任理事会は次の事項を執行する。ただし、緊急事項の専決については、事後速やかに理事会の承認を求めなければならない。

(1) 理事会より委任された事項

(2) 緊急事項の専決

3 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(理事会)

第 33 条 理事会は理事長、副理事長、事務局、理事、各委員長をもって組織し、理事長が召集する。

2 理事会は、本連盟の意思決定及び業務執行機関とし、次の事項を執行する。

(1) 総会の議決に基づく会務

(2) 理事会の議決を要する役員の推薦及び選出

(3) 賞罰の裁定

(4) (公社)栃木県サッカー協会第 4 種委員会および県内 6 地区少年サッカー連盟、ならびに地域との連絡、協議。

(5) その他必要とする事項

3 理事会は本連盟特別会計年次決算及び予算を専決する。ただし、専決した決算及び予算は事後速やかに総会に報告しなければならない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(地区評議会)

第 34 条 地区評議会は、大田原市、那須塩原市・那須町の市町ごとに開催する。

第 35 条 地区評議会は、市町ごとの評議員で構成され、第 14 条で定めた理事が議長となる。

2 地区評議会は、理事会とともに本連盟の業務を遂行する。

3 地区評議会で議決された事案については、理事会に報告する。

(その他の会議)

第 36 条 理事会は、フェアプレー・規律委員会および必要に応じてその他の会議を置くことができる。

## 第 8 章 会 計

(会費)

第 37 条 本連盟加盟チームは、第 8 条に定める会費を納付しなければならない。

(経費)

第 38 条 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会費 (運営費)

(2) 公共団体により交付された補助金

(3) その他の収入

(会計年度)

第 39 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 9 章 雑 則

(関連規則の制定)

第 40 条 本規約の施行において必要な関連事項は、総会の議決により別に定める。

(規約違反への処分)

第 41 条 加盟チームが本規約ならびに別に定める規約細則に著しく違反し、また本連盟の名誉を著しく傷つける行為を為し、加盟チームとして不相当と認められるとき、理事会の議決を経て、(公社)栃木県サッカー協会に進言して裁定を仰ぐ。

- 2 加盟チームが、本規約第 11 条第 2 項および第 3 項に違反したとき、別に定める規約細則に基づき、理事会の議決を経て、(公社)栃木県サッカー協会に進言して裁定を仰ぐ。

(改廃)

第 42 条 本規約ならびに関連規則は、総会の議決によらない限り改廃することはできない。

附 則

- 1 この規約は、平成 31 (2019) 年 3 月 20 日から施行する。